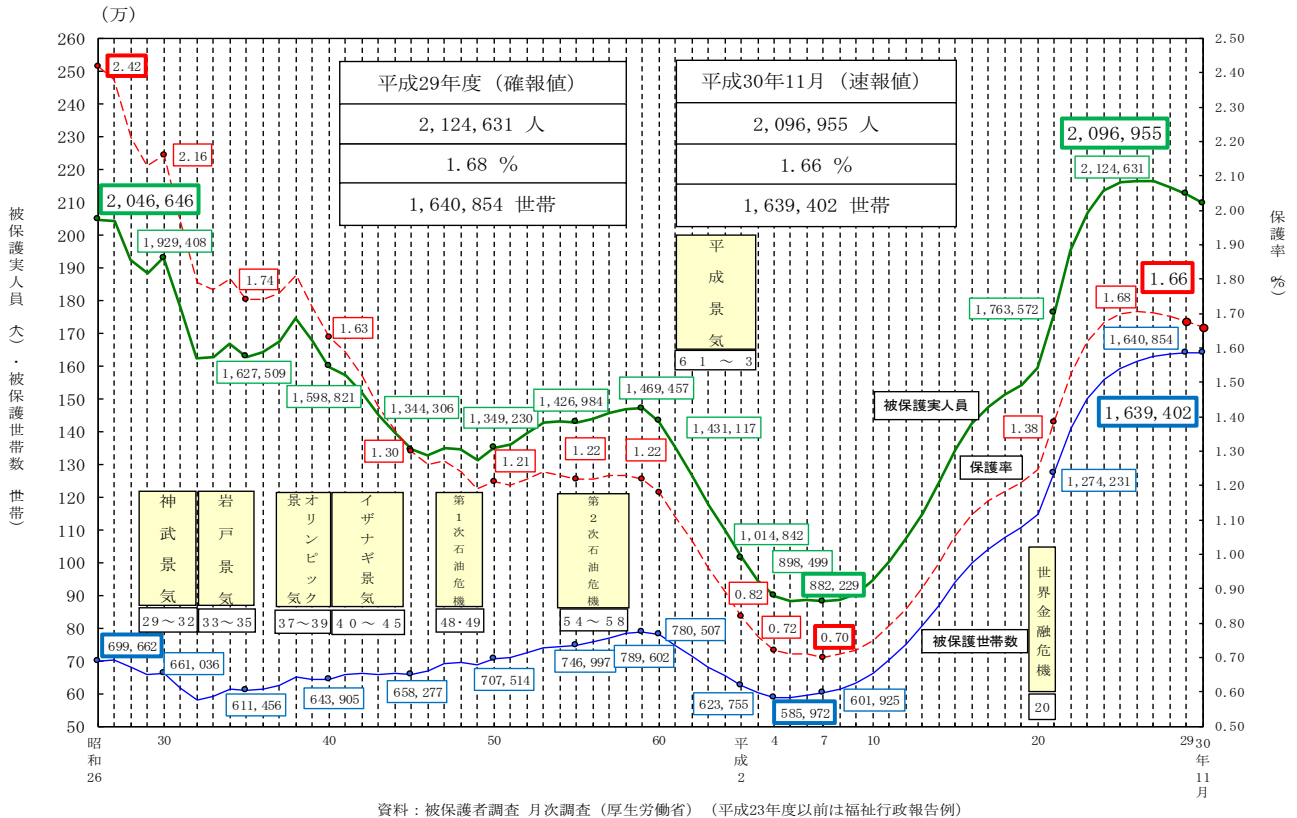


参 考 資 料

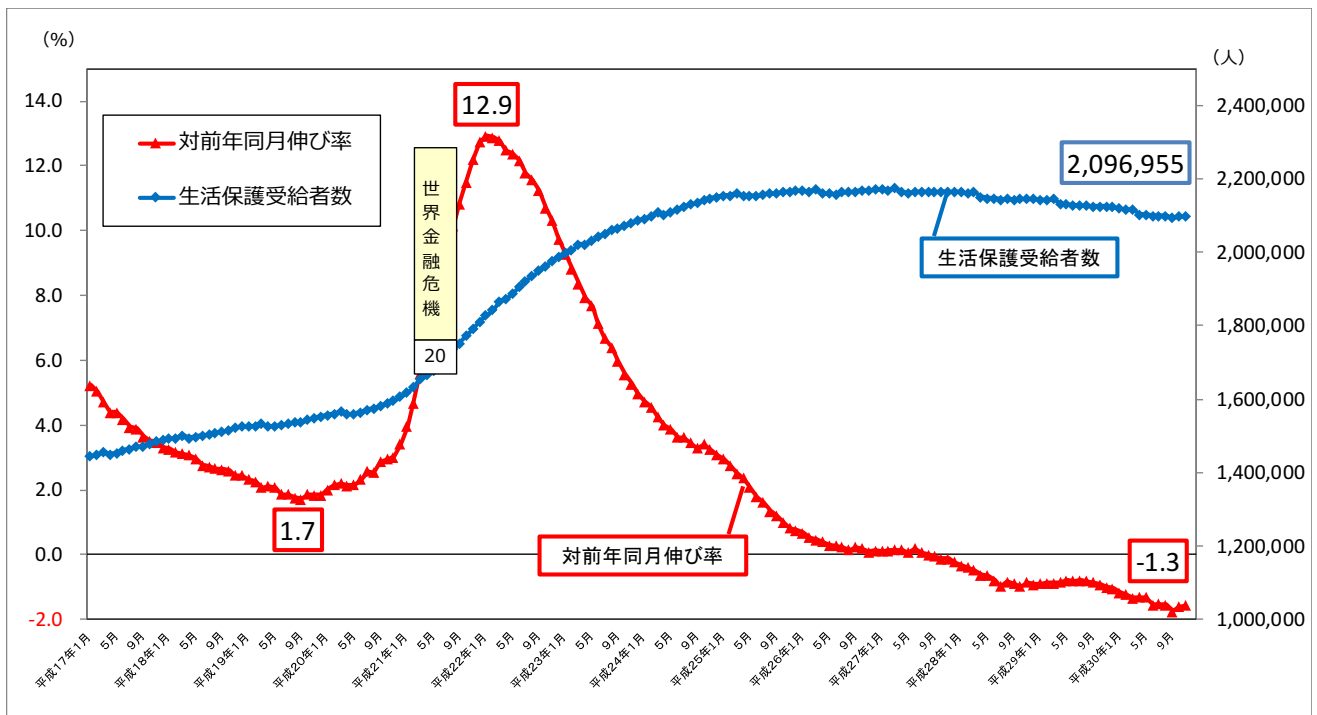
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 生活保護受給者数は約210万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



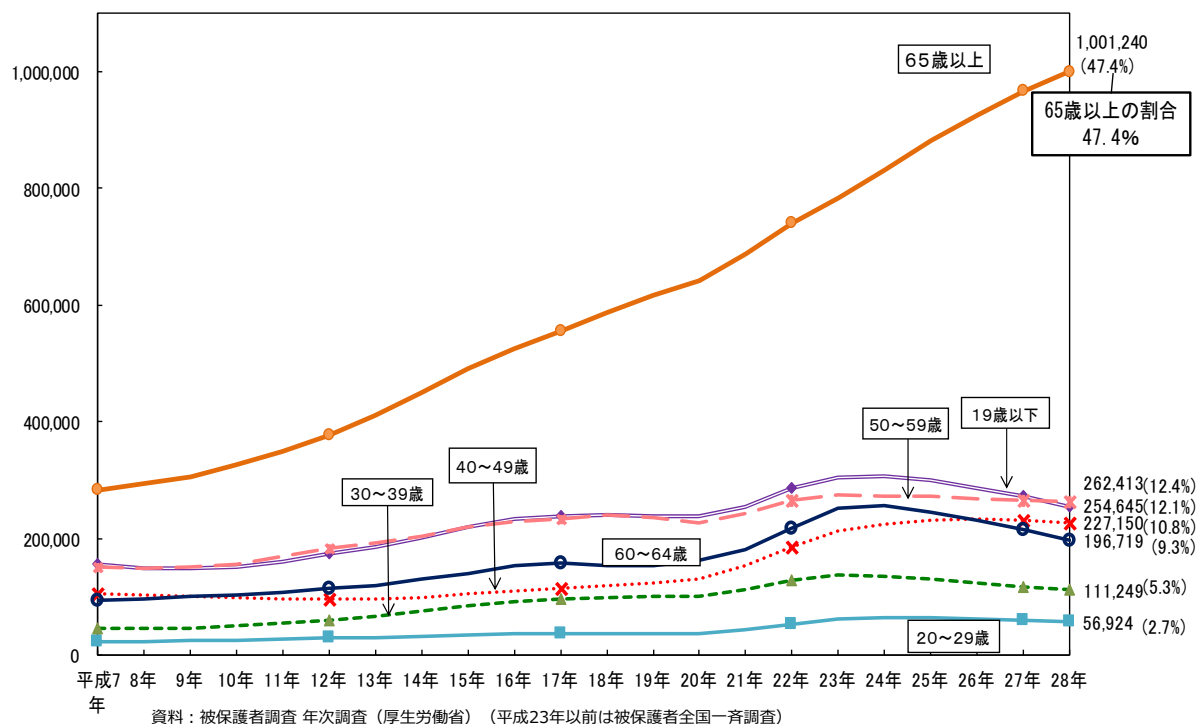
生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は平成30年11月現在で209万6,955人となっている。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
- 平成30年11月の対前年同月伸び率は▲1.3%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間で低い水準となっている。



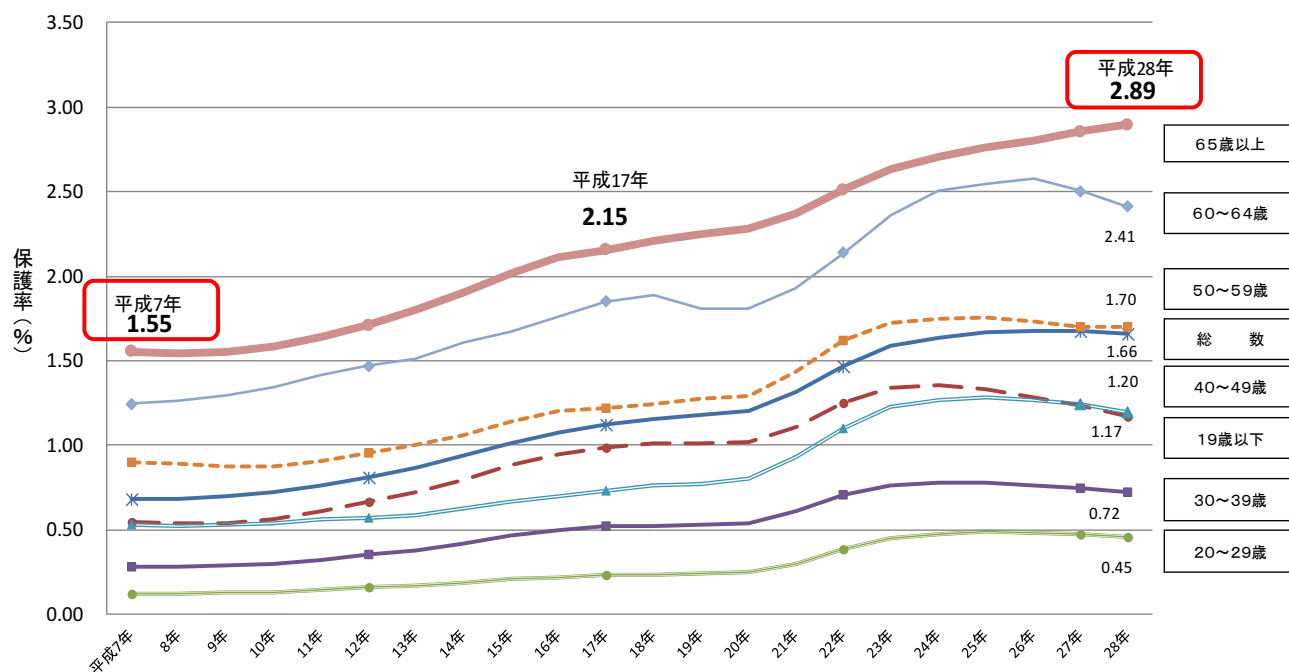
年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の47.4%は65歳以上の者。



年齢階級別 保護率の年次推移

- 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。



都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成30年11月時点)

○全国平均保護率: 1.66%(1.25%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.21 (2.65)
北海道	3.02 (2.55)
高知県	2.67 (2.27)
沖縄県	2.59 (1.77)
福岡県	2.46 (1.96)
青森県	2.31 (1.80)
京都府	2.23 (1.97)
東京都	2.10 (1.62)
長崎県	2.09 (1.70)
兵庫県	1.89 (1.47)

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.85 (0.47)
島根県	0.84 (0.64)
滋賀県	0.79 (0.59)
群馬県	0.77 (0.45)
山形県	0.71 (0.45)
石川県	0.63 (0.47)
岐阜県	0.59 (0.34)
長野県	0.53 (0.35)
福井県	0.53 (0.30)
富山県	0.34 (0.24)

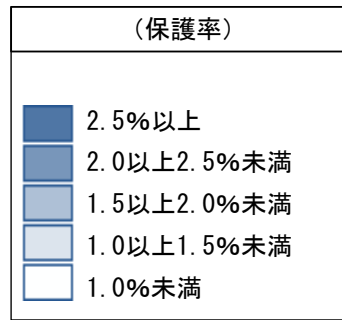
○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	5.13 (4.44)
札幌市	3.69 (2.89)
堺市	3.06 (2.45)
神戸市	2.99 (2.65)
京都市	2.97 (2.70)
福岡市	2.78 (1.99)
北九州市	2.43 (1.56)
千葉市	2.15 (1.36)
熊本市	2.08 (1.58)
名古屋市	2.07 (1.31)
広島市	2.07 (1.67)
川崎市	2.05 (1.78)
相模原市	1.94 (1.03)
横浜市	1.87 (1.42)
岡山市	1.84 (1.38)
仙台市	1.67 (1.18)
さいたま市	1.54 (0.96)
新潟市	1.49 (1.02)
静岡市	1.32 (0.79)
浜松市	0.90 (0.48)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.50 (4.02)
尼崎市	4.03 -
那覇市	4.01 -
東大阪市	3.82 (3.27)
旭川市	3.70 (3.35)
高知市	3.55 (3.03)
青森市	3.00 (2.36)
長崎市	2.98 (2.30)
八尾市	2.91 -
和歌山市	2.60 (1.86)

下位10市	
	保護率(%)
柏市	1.10 (0.61)
福島市	1.03 -
郡山市	0.99 (0.71)
高崎市	0.94 -
金沢市	0.90 (0.65)
長野市	0.87 (0.48)
豊橋市	0.55 (0.39)
豊田市	0.55 (0.33)
岡崎市	0.53 (0.29)
富山市	0.47 (0.31)



注1: 指定都市及び中核市数値は再掲
注2: 括弧内は10年前(平成20年度)の保護率

都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成30年11月時点)

都道府県	保護率(%)	都道府県	保護率(%)
北海道	3.02	大阪府	3.21
青森県	2.31	兵庫県	1.89
岩手県	1.05	奈良県	1.50
宮城県	1.25	和歌山県	1.62
秋田県	1.45	鳥取県	1.27
山形県	0.71	島根県	0.84
福島県	0.92	岡山県	1.32
茨城県	0.97	広島県	1.50
栃木県	1.05	山口県	1.08
群馬県	0.77	徳島県	1.81
埼玉県	1.33	香川県	1.09
千葉県	1.38	愛媛県	1.56
東京都	2.10	高知県	2.67
神奈川県	1.69	福岡県	2.46
新潟県	0.92	佐賀県	0.95
富山県	0.34	長崎県	2.09
石川県	0.63	熊本県	1.41
福井県	0.53	大分県	1.71
山梨県	0.86	宮崎県	1.65
長野県	0.53	鹿児島県	1.88
岐阜県	0.59	沖縄県	2.59
静岡県	0.85		
愛知県	1.02		
三重県	0.89		
滋賀県	0.79		
京都府	2.23		

指定都市	保護率(%)
札幌市	3.69
仙台市	1.67
さいたま市	1.54
千葉市	2.15
横浜市	1.87
川崎市	2.05
相模原市	1.94
新潟市	1.49
静岡市	1.32
浜松市	0.90
名古屋市	2.07
京都市	2.97
大阪市	5.13
堺市	3.06
神戸市	2.99
岡山市	1.84
広島市	2.07
北九州市	2.43
福岡市	2.78
熊本市	2.08

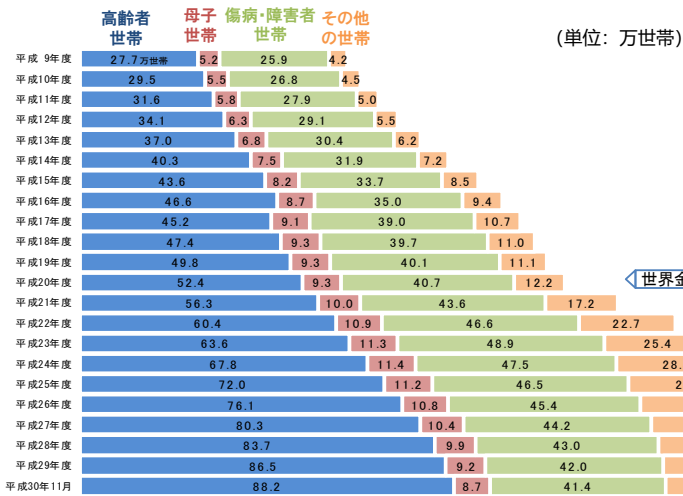
中核市	保護率(%)	中核市	保護率(%)
旭川市	3.70	高槻市	1.70
函館市	4.50	東大阪市	3.82
青森市	3.00	豊中市	2.54
八戸市	1.96	枚方市	1.96
盛岡市	1.59	八尾市	2.91
秋田市	1.74	姫路市	1.62
郡山市	0.99	西宮市	1.64
いわき市	1.24	尼崎市	4.03
福島市	1.03	明石市	1.81
宇都宮市	1.62	奈良市	2.09
前橋市	1.18	和歌山市	2.60
高崎市	0.94	鳥取市	1.61
川越市	1.25	松江市	1.33
越谷市	1.24	倉敷市	1.51
川口市	1.93	福山市	1.37
船橋市	1.42	呉市	1.57
柏市	1.10	下関市	1.59
八王子市	1.69	高松市	1.47
横須賀市	1.30	松山市	2.33
富山市	0.47	高知市	3.55
金沢市	0.90	久留米市	2.18
長野市	0.87	長崎市	2.98
岐阜市	1.60	佐世保市	2.11
豊橋市	0.55	大分市	1.79
豊田市	0.55	宮崎市	2.20
岡崎市	0.53	鹿児島市	2.54
大津市	1.20	那覇市	4.01

資料: 被保護者調査 月次調査(速報値) (厚生労働省)
注: 指定都市及び中核市数値は再掲

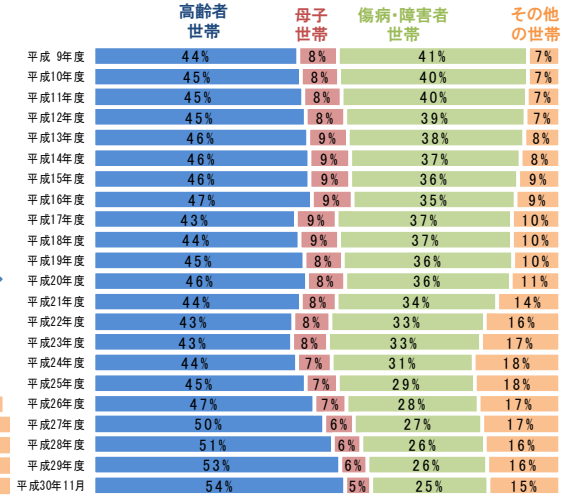
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の90.9%が単身世帯(平成29年度)。

注: 世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

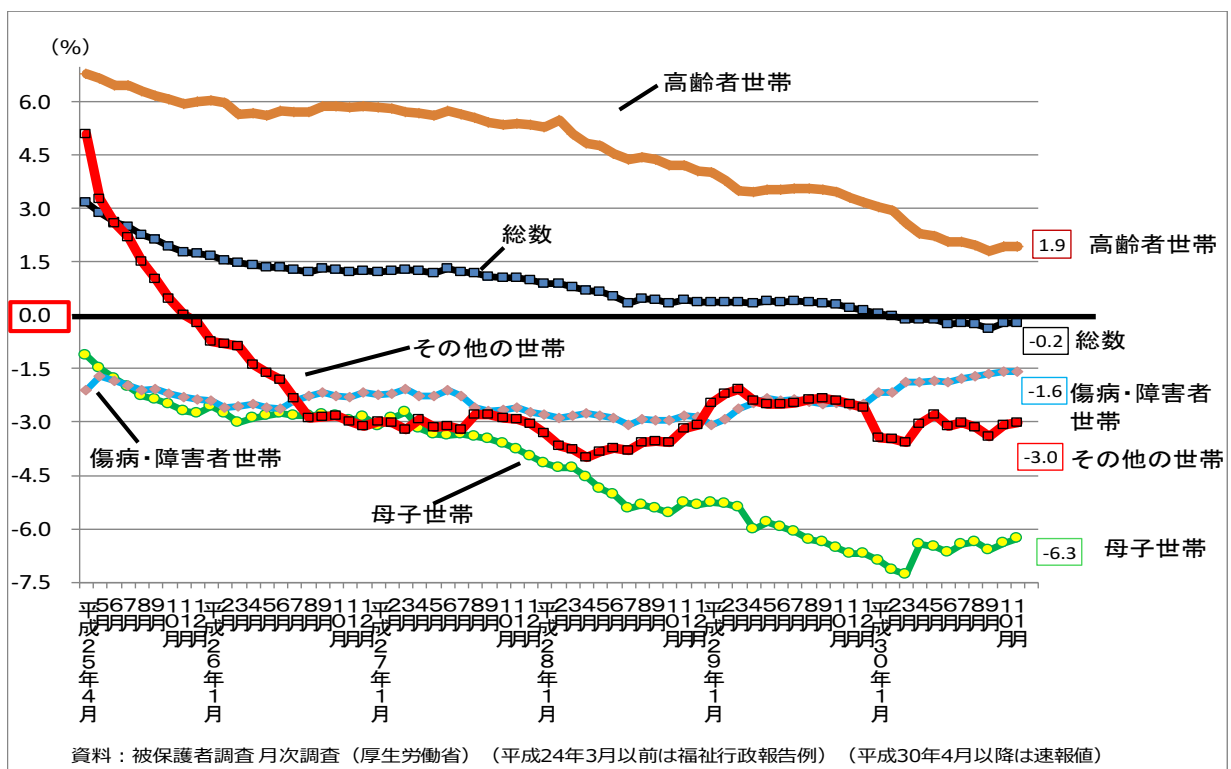
資料: 被保護者調査 月次調査(厚生労働省)(平成23年度以前は福祉行政報告例)

世帯類型の定義

- 高齢者世帯: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯: 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯: 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯: 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯: 上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」はゆるやかに低下しつつプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、マイナスとなっている。



世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実 数									構成割合		
	総数	稼 働 世 帯							非稼働世帯	総数	稼 働 世 帯	非稼働 世 帯
		総数	世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている者のいない世帯			
			総数	常用	日雇	内職	その他					
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%
平成7年度	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0
9	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3
19	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2
20	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0
21	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1
22	1,405,281	186,748	152,427	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7
23	1,492,396	203,916	167,279	118,498	24,037	7,720	17,025	36,636	1,288,480	100.0	13.7	86.3
24	1,551,707	224,933	185,869	132,651	26,456	8,214	18,548	39,064	1,326,773	100.0	14.5	85.5
25	1,583,919	242,145	201,662	145,777	28,112	8,656	19,117	40,483	1,341,775	100.0	15.3	84.7
26	1,604,083	252,878	211,952	154,526	28,640	9,165	19,621	40,926	1,351,205	100.0	15.8	84.2
27	1,621,356	259,104	218,529	160,503	28,459	9,661	19,906	40,575	1,362,252	100.0	16.0	84.0
28	1,628,465	261,137	221,450	165,068	27,236	9,271	19,875	39,687	1,367,328	100.0	16.0	84.0
29	1,632,548	257,152	218,386	164,757	24,964	9,146	19,519	38,766	1,375,396	100.0	15.8	84.2

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）

（注）保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

		総数			高齢者世帯			母子世帯			傷病者・障害者世帯			その他の世帯		
		総数	世帯	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働
実数	平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210
	8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801
	9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875
	10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680
	11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492
	12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832
	13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847
	14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578
	15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962
	16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132
	17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223
	18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726
	19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321
	20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853
	21	1,270,588	164,283	1,106,305	563,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411
	22	1,405,281	186,747	1,218,533	603,540	21,749	581,791	108,794	46,837	61,958	465,540	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626
	23	1,492,396	203,916	1,288,480	636,469	22,278	614,192	113,323	48,477	64,846	488,864	45,024	443,840	253,740	88,138	165,602
	24	1,551,707	224,934	1,326,773	677,577	24,686	652,890	114,122	51,361	62,762	475,106	50,479	424,627	284,902	98,408	186,494
	25	1,583,919	242,144	1,341,775	719,625	28,244	691,381	111,520	52,711	58,809	464,720	54,740	409,979	288,055	106,449	181,606
	26	1,604,083	252,878	1,351,205	761,179	32,084	729,095	108,333	52,688	55,645	453,959	58,677	395,282	280,612	109,429	171,184
	27	1,621,356	259,104	1,362,252	802,811	35,969	766,841	104,343	51,925	52,417	442,369	61,576	380,793	271,833	109,632	162,201
	28	1,628,465	261,137	1,367,328	837,029	39,178	797,852	98,884	50,025	48,859	429,577	63,517	366,061	262,975	108,418	154,557
	29	1,632,548	257,152	1,375,396	864,714	40,036	824,678	92,472	46,775	45,696	419,518	64,260	355,258	255,845	106,081	149,764
構成割合	平成7年度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	8	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4
	9	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0
	10	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3
	11	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9
	12	100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8
	13	100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2
	14	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7
	15	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3
	16	100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7
	17	100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9
	18	100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7
	19	100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7
	20	100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7
	21	100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1
	22	100.0	12.9	87.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8
	23	100.0	13.3	86.7	100.0	3.6	96.4	100.0	43.1	56.9	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7
	24	100.0	13.7	86.3	100.0	3.5	96.5	100.0	42.8	57.2	100.0	9.2	90.8	100.0	34.7	65.3
	25	100.0	14.5	85.5	100.0	3.6	96.4	100.0	45.0	55.0	100.0	10.6	89.4	100.0	34.5	65.5
	26	100.0	15.3	84.7	100.0	3.9	96.1	100.0	47.3	52.7	100.0	11.8	88.2	100.0	37.0	63.0
	27	100.0	15.8	84.2	100.0	4.2	95.8	100.0	48.6	51.4	100.0	12.9	87.1	100.0	39.0	61.0
	28	100.0	16.0	84.0	100.0	4.5	95.5	100.0	49.8	50.2	100.0	13.9	86.1	100.0	40.3	59.7
	29	100.0	16.0	84.0	100.0	4.7	95.3	100.0	50.6	49.4	100.0	14.8	85.2	100.0	41.2	58.8
		100.0	15.8	84.2	100.0	4.6	95.4	100.0	50.6	49.4	100.0	15.3	84.7	100.0	41.5	58.5

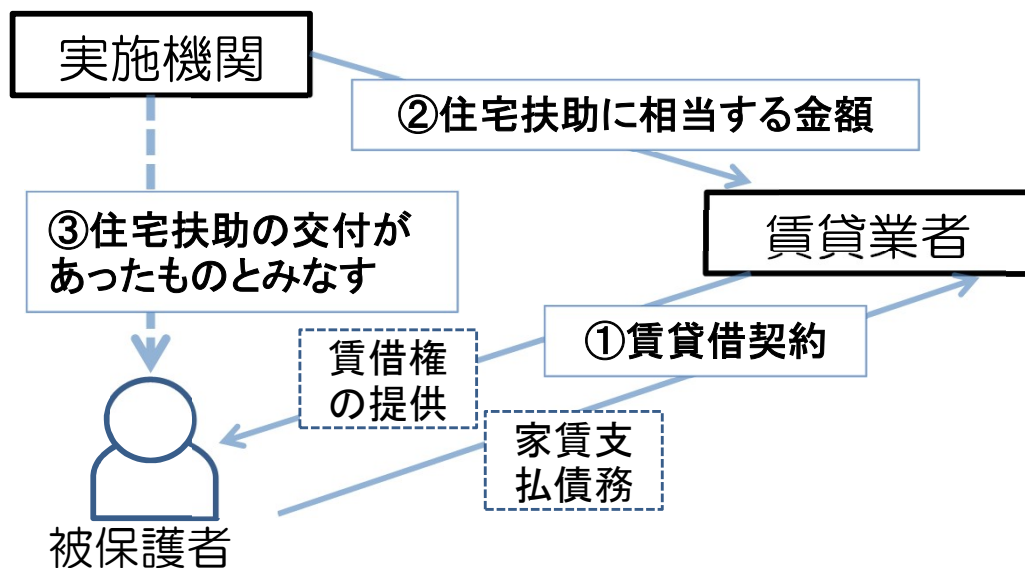


住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。(生活保護法第37条の2)

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。
- 平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法において、新たに、代理納付を推進するための手続きを整備した。
 - ① 登録住宅(※)の賃貸人は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
 - ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

※ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅

住宅扶助の代理納付の仕組み



住宅扶助代理納付実施状況

調査時点		住宅扶助支給 世帯数(A)	代理納付実施 世帯数(B)	代理納付実施 割合(B/A)
平成28年7月		1,385,278	304,642	22.0%
平成29年7月		1,389,578	317,501	22.8%
平成30年7月		1,386,639	322,514	23.3%
内 訳	公営住宅	245,554	147,318	60.0%
	民営の 賃貸住宅	943,816	160,910	17.0%
	その他	197,269	14,286	7.2%

第1②		全国の精神保健福祉センター一覧(都道府県・指定都市:69カ所)					平成29年7月時点	
自治体名 都道府県	センター名	所在地	電話番号	自治体名 都道府県	センター名	所在地	電話番号	
1北海道	北海道立精神保健福祉センター	札幌市白石区本通16丁目北6番34号	011-864-7121	36岡山県	岡山県精神保健福祉センター	岡山市北区厚生町3丁目3番1号	086-201-0850	
2青森県	青森県立精神保健福祉センター	青森市三内沢部353番地92	017-787-3951	37広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	安芸郡坂町北新地2丁目3-77	082-884-1051	
3岩手県	岩手県精神保健福祉センター	盛岡市本町通3丁目19番1号	019-629-9617	38山口県	山口県精神保健福祉センター	防府市駅南町13-40	0835-27-3480	
4宮城県	宮城県精神保健福祉センター	大崎市古川旭5丁目7-20	0229-23-0302	39徳島県	徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町3丁目80	088-625-0610	
5秋田県	秋田県精神保健福祉センター	秋田市中通2丁目1番51号	018-831-3946	40香川県	香川県精神保健福祉センター	高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎4階	087-804-5565	
6山形県	山形県精神保健福祉センター	山形市小白川町2丁目3-30	023-624-1217	41愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-911-3880	
7福島県	福島県精神保健福祉センター	福島市御山町8-30	024-535-3556	42高知県	高知県立精神保健福祉センター	高知市丸ノ内1丁目7-36 高知興林会館4階	088-821-4966	
8茨城県	茨城県精神保健福祉センター	水戸市笠原町993-2	029-243-2870	43福岡県	福岡県精神保健福祉センター	春日市原町3丁目1-7	092-582-7500	
9栃木県	栃木県精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	44佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター	小城市小城町178-9	0952-73-5060	
10群馬県	群馬県こころの健康センター	前橋市野中町368番地	027-263-1166	45長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター 障害者支援部精神保健福祉課	長崎市橋口町10-22	095-844-5115	
11埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-3333	46熊本県	熊本県精神保健福祉センター	熊本市東区月出3丁目1-120	096-386-1255	
12千葉県	千葉県精神保健福祉センター	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891	47大分県	大分県精神保健福祉センター	大分市大字玉沢字平石908番地	097-541-5276	
13千葉市	千葉市こころの健康センター	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582	48宮崎県	宮崎県精神保健福祉センター	宮崎市霧島1丁目1-2	0985-27-5663	
14	東京都立中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575	49鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピア鹿児島2階	099-218-4755	
15	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111	50沖縄県	沖縄県立総合精神保健福祉センター	島尻郡南風原町宮平212-3	098-888-1443	
16	東京都立精神保健福祉センター	台東区東上野3-13プラチナ第2ビル	03-3834-4100	指定都市				
17神奈川県	神奈川県精神保健福祉センター	横浜市長南区芹が谷2-5-2	045-821-8822	51札幌市	札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4F	011-622-0556	
18新潟県	新潟県精神保健福祉センター	新潟市中央区上所2丁目2-3 新潟ユニゾンプラザハート館	025-280-0111	52仙台市	仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191	
19富山県	富山県心の健康センター	富山市蜷川459番1	076-428-1511	53さいたま市	さいたま市こころの健康センター	さいたま市中央区本町東4丁目4番3号	048-851-5665	
20石川県	石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5761	54横浜市	横浜市こころの健康相談センター	横浜市中区日本大通18番地KRCビル6階	045-671-4455	
21福井県	福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36 織協ビル2階	0776-24-5135	55川崎市	川崎市精神保健福祉センター	川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル12階	044-200-3195	
22山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-254-8644	56相模原市	相模原市精神保健福祉センター	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら7階	042-769-9818	
23長野県	長野県精神保健福祉センター	長野市若里7-1-7	026-227-1810	57新潟市	新潟市こころの健康センター	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-232-5551	
24岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内	058-231-9724	58静岡市	静岡市こころの健康センター	静岡市葵区柚木240番地	054-262-3011	
25静岡県	静岡県精神保健福祉センター	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9245	59浜松市	浜松市精神保健福祉センター	浜松市中区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎4F	053-457-2709	
26愛知県	愛知県精神保健福祉センター	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 東大手庁舎	052-962-5377	60名古屋市	名古屋市精神保健福祉センター	名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18 中村保健所等複合施設5階	052-483-2095	
27三重県	三重県こころの健康センター	津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所等2階	059-223-5241	61京都市	京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-314-0355	
28滋賀県	滋賀県立精神保健福祉センター	草津市笠山8-4-25	077-567-5010	62大阪市	大阪市こころの健康センター	大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3F	06-6922-8520	
29京都府	京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810	63堺市	堺市こころの健康センター	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ3階	072-245-9192	
30大阪府	大阪府こころの健康総合センター	大阪市住吉区万代東3丁目1-46	06-6691-2811	64神戸市	神戸市精神保健福祉センター	神戸市中央区橋通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階	078-371-1900	
31兵庫県	兵庫県立精神保健福祉センター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番2号	078-252-4980	65岡山市	岡山市こころの健康センター	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号	086-803-1273	
32奈良県	奈良県精神保健福祉センター	桜井市粟殿1000番地	0744-47-2251	66広島市	広島市精神保健福祉センター	広島市中区富士見町11番27号	082-245-7746	
33和歌山県	和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市手平2丁目1番2号	073-435-5194	67北九州市	北九州市立精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号	093-522-8729	
34鳥取県	鳥取県立精神保健福祉センター	鳥取市江津318番地1	0857-21-3031	68福岡市	福岡市精神保健福祉センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ3階	092-737-8825	
35島根県	島根県立心と体の相談センター	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階	0852-32-5905	69熊本市	熊本市こころの健康センター	熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクもと3階	096-366-1171	

プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- （1）**2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- （2）**3歳未満の子が属する世帯の世帯主（商品券使用開始目標日<10/1>にできる限り近い基準日（6/1を想定））**

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.（1）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.（2）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%（プレミアム補助額：5千円）**
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

＜適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項＞

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し**。

3. 予算

- 31年度予算（案）：**1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、

- ・来年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、
 - ・ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の可否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと
- を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

(1) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

(2) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

(3) 支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

- ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）
 - ※1 支給対象者が基準日以後に死亡した場合は、対象児童に支給する。
 - ※2 支給対象者が基準日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合も、給付金を支給する。
 - ※3 児童扶養手当の受給者が「母（父）かつ養育者」であった場合、「母（父）」とみなす。

(4) 基準日

2019年10月31日

(5) 給付額

17,500円

※ 支給対象者：約10万人

(6) 費用

全額国庫負担（10／10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要

趣旨

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日(祝日の扱い)とする。

概要

(1) 休日とする日の特定

- ・天皇の即位の日(来年(2019年)の**5月1日**)及び即位礼正殿の儀が行われる日(来年(2019年)の **10月22日**)は、休日とする。
- ・この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規定による天皇の即位に関して適用する。

(2) 他の法令の適用

- ・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項

その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。

※10月22日は火曜日

- ・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

(3) 法律の失効

- ・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

施行期日

公布日施行

(参考:過去の立法例)

- ①昭和34年4月10日:皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律
- ②平成元年2月24日:昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律
- ③平成2年11月12日:即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
- ④平成5年6月9日:皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律



Press Release

平成31年 1 月 16 日

【照会先】

年金局事業企画課

企画調整専門官 原田 悠希（内線 3579）

主 査 湯浅 大輔（内線 3580）

（直通電話） 03(3595)2793

政策統括官付情報化担当参事官室

室長補佐 市原 剛俊（内線 2245）

情報システム専門官 西 哲哉（内線 7678）

（直通電話） 03(3595)2314

（代表電話） 03(5253)1111

報道関係者 各位

マイナンバー制度における年金関係の情報連携の開始に向けた 今後のスケジュールについてお知らせします

マイナンバー制度における年金関係の情報連携については、情報連携の開始に向けて準備を進めてまいりました。

年金関係の情報連携が開始された場合には、各種手当の申請を地方公共団体等に行う場合の年金関係書類の添付や、年金関係の手続を行う際の課税証明書等の添付が不要となる等のメリットが生まれます。

今後、日本年金機構が平成31年 1 月下旬から地方公共団体等とのテストを行うなど、関係機関等との連携を図りながら、必要な準備等を進めてまいります。

情報連携の開始時期について、今後、以下のスケジュールを想定していますが、当該地方公共団体等とのテストの状況等を踏まえ、具体的な開始日時、対象手続等について追ってホームページ等でお知らせしていく予定としております。

【年金関係の情報連携の今後のスケジュール（現時点の想定）】

- ・ 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会

… 平成 3 1 年 4 月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定

- ・ 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会

… 平成 3 1 年 6 月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定